

令和3年4月26日

指定就労定着支援事業所 管理者 様

大阪市福祉局障がい者施策部  
障がい支援課長

令和3年度障害福祉サービス等報酬改定における就労定着支援の取扱いについて（通知）

平素は、本市障がい者福祉施策の推進にご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

標題につきまして、令和3年度障がい福祉サービス等報酬改定において、就労定着支援事業については、報酬算定にあたって「支援レポート」の作成が必要となる等の見直しが行われました。つきましては次の通りお知らせいたしますので、ご確認のうえ対応くださいますようお願いいたします。

#### 記

##### 1 就労定着支援サービス費の報酬算定について

就労定着支援サービス費の報酬算定にあたって、現在の支給要件は「利用者との対面による1月1回（以上）の支援」としてありますが、実際の支援内容は多岐にわたり個別性が高いものであること等を踏まえ、今後は、どのような支援を実施したか等をまとめた「支援レポート」を本人その他必要な関係者間で月1回共有することが要件となります。

詳細につきましては、厚生労働省ホームページより、報酬算定告示及び留意事項通知等をご確認ください。

※令和3年度障害福祉サービス等報酬改定について（厚生労働省ホームページ）

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000202214\\_00007.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000202214_00007.html)

#### <基本報酬算定要件>

##### [報酬改定前]

月1回以上の対面による支援を行った場合に、利用者数及び就労定着率に応じ、算定する。

##### [報酬改定後]

利用者及び当該利用者が雇用されている事業主等に対し、支援内容を記載した報告書を月1回以上提供した場合に、利用者数及び就労定着率に応じ、算定する。

## 2 定着支援連携促進加算について

現在、就労定着支援開始1年目についてのみ評価している「企業連携等調整特別加算」を見直し、支援期間を通して評価する新たな加算として「定着支援連携促進加算」が新設されました。

就労定着支援事業所が、地域の就労支援機関等との必要な連絡体制の構築を図るため、各利用者の就労定着支援計画に係る関係機関を交えたケース会議を開催し、関係機関との連絡調整を行った場合に、支援期間（最大3年間）を通じ、1月に1回、年に4回を限度に、所定単位数を加算します。

ただし、ケース会議を企画する際には、決して加算の取得を目的とした形式的な会議にならないよう、ケース会議の目的や内容、実施するタイミングを十分に検討する必要があります。また、就労定着支援計画に係るケース会議のためサービス管理責任者は必ず参加し、ケース会議の結果を踏まえて就労定着支援計画の作成や見直し等を行い、利用者に対してその内容を説明する必要がありますのでご注意ください。

## 3 就労定着支援計画について

就労定着支援においては、就労定着支援計画（就労定着支援に係る個別支援計画）の作成を行うこととなりますが、サービス管理責任者は、就労定着支援計画の作成後、就労定着支援計画の実施状況の把握を行うとともに、少なくとも6月に1回以上、就労定着支援計画の見直しを行い、必要に応じて就労定着支援計画の変更を行ってください。

## 4 参考様式について

別添の様式を適宜ご活用ください。

様式1：支援レポート様式

様式2：就労定着支援計画書様式

## 5 その他特に留意すべき点について

一般就労への移行実績がある就労移行支援事業所等が適確に就労定着支援を実施していただくために、特に留意すべき点について厚生労働省より事務連絡が発出されています。別添事務連絡の内容をご確認いただき、円滑な支援に努めていただきますようお願いいたします。

### 【お問い合わせ先】

大阪市福祉局障がい者施策部障がい支援課

Tel：06-6208-8245

Fax：06-6202-6962

【参考】厚生労働省事務連絡

<令和3年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するQ&A VOL. 2> (抜粋)

(基本報酬の支給要件について)

問 10 利用者及び当該利用者が雇用されている通常の事業所の事業主等に対し、支援内容を記載した報告書を月1回以上提供することとあるが、報告書(支援レポート)を提供する範囲についてはどのように考えれば良いか。

(答)

利用者及び当該利用者が雇用されている通常の事業所の事業主の他、当該利用者の就労定着のための支援に関わる就労支援機関(地域障害者職業センター、障害者就業・生活支援センター、地方自治体が設置する就労支援機関等)、相談支援事業所等の相談支援に関わる支援機関等が想定される。なお、利用者が事業主等に対して障害を開示していない場合等で、利用者が希望しない場合は当該利用者が事業主等に対して支援レポートを開示しないこととして差し支えない。

(支援計画会議実施加算・定着支援連携促進加算①)

問 12 ケース会議の記録の作成や提出は必要か。

(答)

ケース会議等の参加者、会議の実施結果を個別の支援記録に記載し、都道府県等から求めがあった場合は、速やかに提出できるようにしておけば、ケース会議の記録の作成や提出は不要である。

(支援計画会議実施加算・定着支援連携促進加算②)

問 13 ケース会議には必ず本人が出席しなければならないのか。

(答)

必ずしも本人の出席は必要ではないが、利用者の個別支援計画に関するケース会議であるため、本人が出席していない場合には、会議の結果、個別支援計画の作成や見直しがどのようなかには必ず本人に伝達すること。

(支援計画会議実施加算・定着支援連携促進加算③)

問 14 1回のケース会議の時間数や、対象となる利用者数に制限はあるか。

(答)

特段の制限は設けないが、短時間の中に多数の利用者のケースを扱っている場合などは、会議記録等により、適切にケース会議が実施されているかを確認すること。

＜障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について＞（抜粋）

第二

2 介護給付費

(6) 就労定着支援サービス費

② 就労定着支援サービス費について

(二) 就労定着支援サービス費の報酬算定について

ア 就労定着支援の提供に当たっては、利用者に対し、当該利用者に対する支援内容を記載した報告書（以下「支援レポート」という。）の提供を1月に1回以上行わなかった場合は、就労定着支援サービス費に係る所定単位数を算定することができない。また、当該利用者が雇用されている事業主や家族、関係機関等に対しても、支援期間終了後を見据え、ナチュラルサポートの構築に資する観点から、利用者本人の同意を得た上で、可能な限り、支援レポートを共有することが望ましい。なお、支援レポートの提供は原則、就労定着支援を行った月内に行うことを想定しているが、月末に支援を行った場合等、月内の提供が困難な場合については、翌月の10日までに提供を行ってれば、算定要件を満たしているものとして差し支えない。支援レポートの様式等については、「就労定着支援の実施について」（令和3年3月30日付障発第0330第1号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知）を参考にすること。